

平成 28 年度第 1 回魚津市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 28 年 8 月 3 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 40 分	
場 所	魚津市役所 2 階 第 1 会議室	
出 席 者	【魚津市行政改革推進委員】 古田俊吉、慶野達二、若林忠嗣、岩井哲雄、大城克明、本元義明、青山芳枝、浦田孝子 【事務局】 川岸企画総務部長、武田総務課長、山本総務課長代理、廣川総務課主任	
欠 席 者	—	
議 事	○確認事項 1 魚津市行政改革集中プランの進捗状況の確認について 2 魚津市公共施設再編方針の進捗状況の確認について	
会議概要 （ 説 明 ） （ 質 疑 ） （ 意見交換 ）	事務局	それでは、第 1 回魚津市行政改革推進委員会を始めたいと思いますが、会議に先立ちまして、市の人事異動により事務局のメンバーが変わっておりますので、ご紹介いたします。 まずはじめに、企画総務部長の川岸でございます。（一言挨拶） 続いて、私は、総務課長代理の山本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。 会議の資料につきましては、先日、郵送でお手元にお配りさせていただき、本日、お持ちいただくようご連絡しておりましたが、皆様お持ちでいらっしゃいますでしょうか。 なお、本日の配付資料としまして、集中プラン項目一覧表（A 4 横）をお配りしております。ご確認ください。 続きまして、本日の予定ですが、次第にありますとおり、まず、魚津市行政改革集中プランについて進捗状況の確認を行ったのち、魚津市公共施設再編方針の、平成 27 年度末時点における進捗状況についてご報告いたしたいと思っています。 なお、本日の会議につきましては、午後 4 時を終了予定としております。委員の皆様にはご協力をお願いいたします。 それでは、この後の進行につきましては会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	会長	暑いところ皆様にお集まりいただきありがとうございます。議事を効率的

	事務局	に進めるため、挨拶は抜きにしまして早速議事に入ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。 まずはじめは、「魚津市行政改革集中プランの進捗状況の確認について」です。事務局より説明をお願いします。 それでは、お手元に資料No.1をご用意ください。 この集中プランにつきましては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を実施期間として策定しておりまして、2つの基本方針のもと、5つの重点項目、11 の取組項目、そして 30 のプラン項目に分けて、その進捗状況を管理しているところでございます。 各プラン項目におきましては、基本的に毎年度の数値目標を設定しまして、その目標値に対する実績値が、どのくらいの達成度であるかをもって、その進捗率を計っているところでございます。 集中プランの全体的な動きについてですが、資料No.1 の 5 ページ目、下の方に表が 2 つございますのでご覧ください。 まず上の表は、行政改革効果額の計画と実績の比較です。表の下に注意書きを記載しておりますが、①プランNo.24 は、実績が出ておりませんので未計上です。②この効果額には、基金積立額、税・使用料等の増減額、経費削減額などが計上されています。③効果額の計画値は設定せず、実績値のみ記載するプランもございますので、計画と実績の完全な比較とはなっていないことをお伝えしておきます。 次に下の表は、平成 27 年度実績の各進捗率の件数と構成比を載せてございます。平成 27 年度は、A・B の割合が 72.4%となっていますことから、3 分の 2 以上のプランで、80%以上進捗しているとしております。 進捗が遅れているプランとしましては、「C 遅延」が 5 件、「D 未実施」が 3 件ございました。 また、先月開催しました魚津市行政改革推進協議会におきまして、各プランの進捗状況を点検しましたところ、いくつかの具体的な指示事項などが出ておますので、この内容について簡単にご説明いたします。 まず、1 ページ目のNo.1 「市税等の納付しやすい環境整備の推進」の項目です。平成 26 年度から市税 4 税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）のコンビニ収納を開始しましたが、介護保険料などのコンビニ収納の導入について調査・検討を行うこと、また、魚津市は、市税の口座振替率が他市と比べて低いことから、利用率を上げるため、「ペイジー口座振替受付サービス」の導入について調査・検討を行うという内容でございます。 「ペイジー口座振替受付サービス」とは、金融機関へ書類を届け出る必要がなく、例えば、市役所 1 階、税務課の窓口で、キャッシュカードを機械に通して、暗証番号を入力するだけで口座振替の申込みができるというものです。一部の金融機関では契約料が発生し、また、農協はサービスに加入して
--	-----	---

	いないということから、一旦、導入を見送ることとしたのですが、改めて、このサービスを含めて、さらに納付方法について調査・検討を進めること、といった指示が出ているところでございます。 次に、No.3「情報発信力の強化」の項目です。指示事項が2点ございまして、1点目は、魚津市が有する様々な地域資源を効果的にアピールし、魅力を市内外へ発信するシティプロモーションの取組みを行い、市民に市への愛着を持たせようといった内容について、シティプロモーションに関する計画を策定すること、といった指示が出ております。2点目として、平成29年度からの新しいホームページの運用開始に向けて関係課で検討を進めているところですが、ホームページの閲覧者について、例えば、どこの地域からアクセスしてきたか、どのような検索ワードでアクセスしてきたか、といった閲覧者（ホームページ利用者）の状況を把握できる仕組みを取り入れること。また、現在取り組んでいます、フェイスブックによる情報発信についても、その利用状況の把握に努めること、といった指示が出ているところでございます。 次に、No.6「新たな市民参画・協働手法の実現」の項目です。このプランは、地域にあったまちづくりを実現するため、その地域の将来像や方向性を定めた「まちづくり計画」を各地域において策定していただけるよう支援に取り組むほか、行政サービスを市民との協働により進めていくため、市職員のコーディネート能力を養成することを目的とした職員研修を実施するといった内容であります。平成27年4月、市内13地区に地域振興会が揃ったところでもあり、地域振興会の活性化に向けて、取組みを進めるよう、指示が出ております。 次に、2ページ目、一番上、No.8「地域による公共施設の維持管理の促進」の項目です。このプランには、民間業者が宅地造成に合わせて造成した広場で、市が草刈り等を業務委託している公園について、地域住民による管理に移していき、その委託する面積を減らしていこうという内容と、もう1つ、従前の集中プランから引き継いだ点でもあります。草刈りなどの地元への移管の際に、『公園里親制度』の活用を進めていこう、といった内容があります。平成27年度の実績としまして、2箇所の公園で地元移管の了承が得られましたので、平成28年度の委託料から削減が図られたところです。なお、この2箇所については、数値目標としております『公園里親制度』の活用はされておられません。市から草刈りの道具を借りることができる制度であり、必ずしも加入しなくてはならないというものではないため、指示事項としましても、その利便性をPRしていくことと合わせて、地元移管を進めていくこと、とされております。 次に、No.10「アウトソーシングの推進」の項目です。平成27年3月に策定しました『アウトソーシングに関する指針』では、限られた行政資源の有効活用、より効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、民間の持つ専門的
--	---

	知識や技術を取り入れることで、より質の高いサービス提供を図ることとしており、これに基づいて、各職員が担当する業務で、アウトソーシングを導入できないか、また、既に導入しているアウトソーシングについて、より効率的なものに見直しできないか検討する内容となっていますが、さらなる導入可能性や見直しの検討について、積極的に取り組むように指示が出てございます。 次に、3 ページ目、上から 2 番目、No.16「収納率向上の強化【税務課】」の項目です。市税は、一般会計歳入予算の約 4 割を占め、市政運営における貴重な財源でございます。この税収入の確実な確保のため、現年課税分の徴収の強化、新たな滞納者を生み出さないよう、初期対応をしっかりと行うことですが、それと、過年度分の滞納処分に関して、個別対応や、差押え等の法的手段の執行などの処分を強化することとしています。平成 27 年度実績としましては、過年度分である滞納繰越分の収納率について、計画値の 13.0%から 15.7%と、大きな成果が出ており、この影響として、行政改革効果額につきましても、24,858 千円の計上を行っております。このように、成果は出ておりますが、収納率向上のため、さらに取組みを進めること、といった指示が出ているところでございます。 一番下、No.21「使用料・利用料の適正化【財政課】」の項目です。平成 26 年 7 月に策定しました『魚津市公共施設再編方針』においては、「受益者負担の適正化を図る」ことを再編の方向性の 1 つとしており、今後、長期的に維持していく施設について、管理運営費に見合った利用料金への見直しを行っていくこととしております。実績としましては、見直しの方針が決定されていないことから、評価も「D 未実施」としているところです。 先般、消費税率 10%への引上げが、平成 29 年 4 月から、平成 31 年 10 月に延期されることが表明されました。平成 31 年は、今回の集中プランでいえば、実施期間の最終年度にあたります。このことから、今年度にも利用料金見直しに関する調査を開始しまして、『受益者負担の適正化』に伴う新料金は、必要に応じて平成 30 年度から適用し、また、消費税率引上げに伴う料金見直しが必要と判断された場合においても、平成 31 年 10 月以降に適用するなど、利用料金の見直しに向けて、その方針決定の準備を進めていくこととされました。 最後に、4 ページ目、一番下の No.28「事務改善及び提案による職員の意欲の向上」につきましては、職員から提案を募集し、採用した提案に基づく取組みを実施するというものですが、指示事項としまして、職員への周知を図り、積極的な提案を促進すること、といった内容が出されております。 以上が集中プランの進捗状況に関する説明となります。何かご質問やご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。 会長 ただ今の事務局からの説明について、ご質問などがありましたら、挙手い
--	---

		ただいてから、ご発言いただきたいと思います。
	B 委員	1 ページ目の「情報発信力の強化」。本市の魅力を市内外へ発信するプロモーションの取組みについて、最近まで、蜃気楼の発生件数が多いことが話題になっていましたが、蜃気楼を見た方への証明書は今でも発行しているのでしょうか。
	事務局	はい。
	B 委員	その証明書はどこで出されているのでしょうか。
	事務局	埋没林博物館で発行しています。
	B 委員	それをもらえる方が、大変不便である。なぜ現場にテントを張って、そこで発行しないのかと。もっともだと思います。民間企業であれば、そのように対応すると思います。蜃気楼を見て、ハンコをもらいに場所を移動しなくてはなりません。現場で並んでいる方に次々にハンコを押して、例えば、100 回ハンコをもらえば、何かプレゼントをもらえとか。そういうことが話題づくりにつながるのではないのでしょうか。
	事務局	埋没林の入館者を増やしたいという思いもあり、このような対応となっています。それと、蜃気楼を見れなかった方にも、「見れなかった証明」を出すなど工夫していますが、魚津のファンを増やすために、委員のおっしゃっている取組みもできないか、埋没林博物館にも投げかけてみたいと思います。
	G 委員	埋没林博物館の中に入らなくても、マリンゲートで発行されています。
	事務局	そうですね。望遠鏡を並べているところで発行できれば、楽にはなります。
	G 委員	市税について、コンビニ収納など工夫して「概ね順調」とされていますけれど、収納システムを変えと言いますか、このような取組みを行うと、税金を納めやすくなっているのでしょうか。
	事務局	税額でどれだけ増えたかというよりも、便利さとして、仕事を休んで市役所まで納めに行かなくてはならないという方にとっては、コンビニ収納が可能であれば、身近なところで、自分の時間に合わせて納付できるといった効果は非常にあると思います。
	H 委員	手数料はどのくらいかかるのでしょうか。

	事務局	手数料は高いです。
	事務局	1 件 56 円に消費税と聞いています。
	事務局	運用コストは銀行よりかかります。初期費用もかかっており、システム改修や納付書に専用のバーコードを入れるための経費がかかっています。
	C 委員	それは市で対応したのですか。
	事務局	市で対応しました。
	事務局	市で一番進めているのは、口座振替の登録です。この依頼を基本としています。納付書の方を減らして口座振替にするのが一番ですけど、口座振替にならない方は納付書を持ってコンビニでも、といった利便を図っています。
	事務局	徴収に行ったときに、忙しくて払えなかった、銀行に行けなかったという言い訳は通用しなくなりました。こちらからは、「コンビニで納められます」と説明ができます。
	H 委員	24 時間営業していますからね。
	E 委員	No.28 の「事務改善及び提案による職員の意欲の向上」ですけれど、参考資料を見ていましたら、27 年度の実績が目標 10 件に対して 8 件になっており、若干足りず、②の実施報告のあった事務改善の件数は、26 年度もそうでしたが 0 件です。提案数での評価も大切かもしれませんが、提案のあったものを、どう実施したかということも大切で、提案を出す職員の意識の向上にもつながってくると思いますので、やる気を出させるためにも、たくさん提案を受けて、いろいろ実施していただければよいなと思います。実際の行動につながっていくような取組みをお願いしたい。
	事務局	総務課で担当していますので、やる気ができるように、実際に日の目を見たような事例を職員に案内するなど、次の提案につながるように周知していきたいと思います。
	E 委員	優秀なものは、報告したり、表彰したり。
	事務局	事務改善については、目標値を定めて、総務課から各課で取り組んだ改善報告をあげてもらうように依頼していますが、改善は当たり前で、報告する

		までもないと判断していることも多いので、目に見える形で残し、共有できるよう各課に投げかけていきたいと思っています。
	F 委員	No.26 の「人事考課制度の本格導入」。28 年 4 月からの実施に向けた組合との合意形成となっていますが、27 年度に対応は済んでいて、この 4 月から目標管理型での本格実施となっているのでしょうか。以前にも伺ったことはあったのですが、4 月からどのような評価を実施されるのか、もう一度説明いただけるのでしょうか。
	事務局	いま、魚津市の人事評価は、能力型で、個人の、どれだけ持てる力を発揮したかという能力評価と、目標管理型として、その課がどのような方向に向かって業務を進めていくかという目標を立てて、一人一人がどのような目標を達成したかの評価の 2 つに別けて人事評価を行っています。 能力型は定着してきていましたが、目標管理型がなかなか定着できなくて、昨年までは試行段階でした。今年は、5 月に全職員に対して、目標管理型に絞った説明会を開催しました。それと、評価する側についても、評価する課長によってバラつきが出てきますので、評価者を対象とした研修を 7 月 13 日に実施しました。その評価者研修を実施したことで、課長の見方も学習できたのではないかと思われ、再度、目標管理シートについて、点検し、何かあれば見直しするよう依頼を出したところであります。 目標管理は、最終的には年度末に、どれだけ達成できたかということを取りまとめるのですが、現在は、今期の目標をどのように設定するかというところに取り組んでおります。
	F 委員	目標管理というのは、個人の目標ではないのでしょうか。
	事務局	個人の目標です。まず個人の目標を立てる前に、例えば、総務課は今年はこのような仕事の方向性でいこうということを決めます。防災係では「防災訓練をこのように実施しよう」、職員係では「人事の面で、このように進めていこう」といった、まず課の方針を決めませんことには、職員一人一人が、どの方向に向かって目標を立てて進めてよいか分かりませんので、課の目標をベースとして、職員 A さんはこういった内容で業務に取り組んでいこう、といった個人の目標を決めていく、といった手法をとっております。
	事務局	この目標管理については、庁内、各課で目標管理をどう設定するかという点で不統一がありましたので、先に管理職の研修も行ったところですが、1 年間で何をどこまでもっていくかというような形の目標にしなければ、そのためには何が必要となるか、といった個人目標も出てきません。今まで 0% だったものを 100% と、実現もできないことを目標とするのも無理ですので、

		この1年間でできるのはどこまでか、ということを、管理職と職員が話し合 って目標を決めることとして、ただ去年と同じことをするのは目標にはなり ませんので、目標とするためには、去年できなかったことを今年はここまで もっていく、例えば形に表しにくいなら、「超過勤務が10 あったものを9に 落とす」という目標を設定して、そのためにはどういうやり方に変えればよ いかを個人個人で考えます。 どのように目標管理を設定すればよいのかを統一するため、管理職から研 修を受けて春に取り組んだところで、今までは、「こういう事業を1年間やり ます」という設定でしたが、それでは目標管理にはなりませんので、目標管 理の設定の取組みも見えていくこととして、今年度はスタートしています。
	H委員	そのような研修は、外部に委託して実施しているのでしょうか。庁内での 研修でしょうか。
	事務局	今回は外部の講師を招いて実施しました。
	事務局	民間をご経験していらっしゃる方で、人事評価制度に精通された方をお呼 びしましたが、分かりやすい研修でした。
	D委員	No.21 の「使用料・利用料の適正化」が未実施となっていますが、金額につ いては、他の市町村と比較して決めるのでしょうか。
	事務局	公の施設の使用料については、他市町村との比較も一つの視点ではありま すが、もう一つは、施設の維持管理を行うにあたり、受益者負担として、利 用者に何割を使用料として負担していただければよいのか、残り何割を税金 で負担するべきなのかを考えていく視点もあるかと思います。 施設の運営費全てを使用料で賄おうとすると、どんでもない金額の使用料 となってしまいますので、どのあたりにもっていくかを検討する必要がある と思っております。
	D委員	未実施については、いかがでしょうか。
	事務局	実は、消費税の改定期に合わせて、料金改定ができればという方針でいた ものですから、手付かずでいたところでした。消費税率の引上げは延期しまし たが、実態の使用料を先に見直しするかといった議論も必要なところでした。
	事務局	従前の反省点としまして、使用料は、定期的に何年かに一度見直すことと して、引上げなりを検討すべきとしていましたところ、消費税に合わせた 引上げを行いますと、通常の引上げ分とダブルで一気に上がり、市民の反発

	A委員	も大きいであろうと思われますので、消費税の引上げの前に、通常の見直しによる引上げを検討したいと思います。8%から10%に引上げになる時期を待っていますと、消費税以外の通常の引上げ分を含めることができなくなるかもしれませんので、消費税の改定期以外の見直しを検討することとしています。 上水道を例で申しますと、原価からいえば、今だけであれば現在の料金で採算が成り立っていますが、老朽管の更新まではとても追いつかない。それを見込んだ場合、もっと値上げが必要となりますが、いざとなると、近隣他市は安いのに魚津市はなぜ高いのかといった議論が必ず出てきますので、市民の皆様のご理解をいただけないと、難しい部分もあります。 No.19 にあります下水道は、平成28年度から料金引上げを実施しました。 私から一つよろしいでしょうか。No.26・27 に関係することですが、目標管理型の制度設計と、そこからの個人の評価について、まず大事なのは、職員を採用したときの研修だと思います。数年たちますと、上の段階に上がる研修、あとは課長や部長に上がるときの段階があると思いますが、採用段階では、ある課の係の中のひとつの仕事となるでしょうが、広く物事を見ていく中で、さらに専門的な能力を発揮していかななくてはなりません、今後、ますます人口も減ってまいりますと、少数精鋭主義でやっていかななくてはなりません。人口が減っても仕事の数が減るわけではありません。量が減っても、範囲が減ることはありませんので。あるいは、高齢化に伴う新しい仕事が増えるかもしれません。できるだけ、採用の時点から縦型ではなく、横を含めて広い視野で仕事をしていかななくてはならないと思います。そのときに職員研修を目標管理の制度設計とどのように関わらせて行っていくのでしょうか。専門的な能力を持っている職員を揃えても、少ない人数では広い範囲の仕事に対応できないと思います。
	事務局	総務課で段取りする職員研修については、富山県の市町村職員研修機構という全市町村が集まって研修を実施する組織を持っております。魚津市単独で講師を招いて実施しても、コストが割高になりますので、全市町村で集まって受講しているものです。いま魚津市で考えている研修プログラムは、会長のおっしゃるとおり、採用時の研修、5年目で受けるべき研修、係長になったときの研修など、階層別の研修を実施しています。その一方で、新規採用職員は、お客様とどのように接したらよいか、職場内でどのようにコミュニケーションをとればよいか、といった社会人としての基本部分の内容の研修を受講すべきであろうということで、コミュニケーション研修やプレゼンテーション研修といったものに重きを置いて受講させるようにしています。10年目以降になってきますと、政策形成能力ですとか、リーダー養成研修といったものに重きを置いて、毎年均等に受講生が配分できるように、ロ

		ーテーションを組んで受講するようにしております。 もう一つ、専門的な研修としましては、例えば、税の徴収となりますと、国税徴収法であるとか、非常に専門的な分野の研修になりますので、県外にあります市町村アカデミーなどに研修に行ってもらいます。それを受講した職員が職場に戻って、研修で得た知識を使うことで、横の職員への波及効果が生まれます。これが OJT などでは広がっていかないかということを目指しております。このような外部の研修は、市町村アカデミーのほか、建設研修センターなど、いくつか宿泊して受講するものがあります。 目標管理の方は、どちらかというと、自分で今年はどういうことを目指して頑張っていこう、と取り組めますので、ある意味、OJT の要素も入っていると思います。特段、OJT を意識しなくても、あの先輩のように、このレベルまでいきたい。そのためには、今年目標値は 70 ではなく、75 を目指そう。そうすれば、その 5 ポイントが本人の資質向上につながっていくのではないかと考えて取り組んでおります。
	A 委員	例えば、50～60 万の人口がいる都市であれば、セクションごとに人数も揃っていますので、部内の教育だけで対応できると思います。能力を持っている職員が、しばらくは、新人を制度も含めて教育していくことができます。比較的小さい市ですと、職員の絶対数が少ないので、何年かごとに職場を変えないといけませんし、全く違う仕事となります。税をやっていて、次は社会福祉の仕事となりますと、極端に言えば、全く違う知識が必要とされます。職員の育成には、このあたりが難しいと思います。
	事務局	確かに、町村であれば、尚更範囲が広がります。富山市と意見交換すると、魚津市でも広く浅くなってしまうと、富山市のように人事だけで一つの課を構成しておりますと、非常に人事について詳しくなります。法律の問題にも詳しいですし、どう運用すれば職員が活性化するかといったことにも詳しいので、私たちのレベル以上に深く物事を追求されているので、富山市とは職員の質の差がどうしても出てしまい、正直、悩みます。この点をどう乗り越えるかが、私たちの宿題と思っています。
	A 委員	入った時点では、学力的には違いがなくても、入った後の情報量が全然違います。一方では、かなり厳しい仕事をこなしながら、さらに目標を立てて、評価を給与にも反映するとした場合、きつい環境の中で一生懸命仕事をして、どうして評価が低いのかと、職員に不満が出るのではないかと思います。 私も職場で言われたことがあります。評価を厳しくするのであれば、職員に対して、それなりの教育制度を整備したうえで実施しないと、労働組合に対して厳しいのではないかという意見もありました。

事務局	昔からよく言われていますが、市民からみてみれば、職員が来たばかり、変わったばかり、というのは通用しませんので、詳しい職員がいた方が市民にとっては頼りになります。しかし、いろいろな部署を経験することで、参考となることも多いので、そのためには、その部署に3年間いれば、その間に蓄積したことはマニュアルといいますか、書類にまとめておいて、次の職員がゼロから勉強するのではなく、同じ悩みも出るといいますので、その蓄積されたものを基に短縮化できれば、新しいことを考える時間もできますので、そのような仕組みをできる限り構築したいと思っています。
B 委員	今の、組織の大小の件に関しては、民間企業にも同じことが言えます。大企業には、エキスパートが多くいます。だからといって、何もかも優れているかと言えば決してそうではありません。例えば、大企業の歯車の一人になるのであれば、零細企業でオールマイティに何でもできる社員になりたいといった声もないわけではありません。それと同じで、工夫して、努力していただいて、頑張っていたいただければと思います。
C 委員	さきほども意見がありました、No.21 の「使用料・利用料の適正化」について、だんだん人口が減っていきまると、利用率も考慮する必要があると思いますが、受益者負担という立場から施設の利用料金を改定しようということで、調査・計画を行っているのでしょうか。
事務局	一つの例が、指定管理者制度の導入です。条例で利用料金の上限額を定めていますが、利用率を高めることによって、利用料を値下げしても、利用料収入が増加する見込みがあれば、値下げすることができます。指定管理者である民間の事業者により、利用率を上げるための工夫を行ってもらおうという取組みの例であります。
C 委員	利用者にしてみれば、他市との比較で、体育館であろうとプールであろうと、あつちは高い、安いといった話しが出ます。理解していただいて料金改定を行わないと、一面だけを考えますと、どこかで余計に払っていることになります。 料金改定を、施設の職員が細かく考えられればよいのですが、全て条例で定められていますね。
事務局	上限が決まっていますので、それ以上高い金額でいただくことは、指定管理者にはできません。
C 委員	2・3日前に、学びの森で教室を借りたく、料金表を見せていただいていたら、ピアノが100円で、CDプレイヤーが210円と書いてありました。学び

		の森を利用される方には、100 円・200 円・300 円といった問題ではないように思います。あれだけの施設ですので、適正な料金をいただいてもよいのかな、と考えます。
	事務局	委員も、学びの森の歴史を十分ご存じと思いますが、ピアノは無償で譲り受けたもので、近隣と比較して安く使用できるように、ピアノの調律代くらいになればよいかな、といった料金設定を行っているところではありますが、再更新という話しも出てくるかもしれませんので、利用者の皆様に納得して支払っていただける料金に値上げするべきといった声もありますし、再編方針でも学びの森の料金見直しの意見をいただいていますことから、見直しの検討中でございます。
	C 委員	No.3 の「情報発信力の強化」について、ホームページの言語は日本語だけでしょうか。
	事務局	インターネットサービスである Google 翻訳の機能を利用して、英語や中国語など数か国の言葉に翻訳できますが、機械が自動翻訳しますので、読み取れない内容も出てくるかもしれません。
	C 委員	直訳に近いということですね。観光も含めて、そのあたりは市全体として考えていかなければならない時期に来ているかもしれません。
	B 委員	ホームページで、蜃気楼について特別に周知しているものはあるのでしょうか。
	事務局	蜃気楼情報としましては、埋没林博物館のホームページからも閲覧できますが、蜃気楼発生率のページを用意しています。
	B 委員	新幹線効果といいますか、魚津への来やすさが増しています。中には、朝、市のホームページを見て発生率が高ければ、魚津へ行こうと思う方も出てくるかもしれません。是非、継続して蜃気楼情報を発信し、見やすいホームページにされる工夫が必要だと思います。
	事務局	大町公民館の屋上には、全国で2基しかない高性能レーダーを設置し、近畿大学や富山大学の協力で蜃気楼発生時の気象データを細かく収拾していますので、さらに詳細な蜃気楼の発生予測ができる可能性もあります。東京から2時間で来られますが、これを基に来られる方も出てくるかもしれません。
	F 委員	No.14・15・20 に関して、地方公営企業法の適用として、公営企業会計を適

		用しなくてはならないとありますが、説明いただけますか。これまでと、事業がどのように変わってくるのでしょうか。
	事務局	水道事業は、地方公営企業法を適用して、複式簿記で経理を行っています。下水道事業も、公営企業的な形態でありますことから、地方公営企業法の適用を受けるべきではありますが、実際、いままでは普通会計処理で行ってきておりました。それが、総務省から指導が出まして、平成 31 年度までに、地方公営企業法の適用を受けるように準備することとされました。資産の登録がネックになっていまして、どれだけの資産を所有しているかの拾いだし作業から始め、最終的に法適用に結びつけます。 法適用になりますと、独立採算でいかなくってはなりませんので、一般会計からの繰出しができなくなり、下水道会計の中で全部を賄うこととなりますが、今の下水道使用料では、下水道全部を運営することは非常に難しいので、一般会計からの繰出しをどうするかを検討を進める必要があります。
	F 委員	独立採算ですか。
	事務局	はい。完全に独立採算にする必要があります。上水道は、使用料だけでランニングコストも賄っているのですが、更新の方が使用料では賄いきれないという状況にはあります。
	事務局	上水道には、市民からいただいた税金は一切出してはいません。料金収入だけで運営するために、過去には、若い職員を配置するなど、人件費がかからないような配慮をしていました。 下水道も、簡易水道、山手の地区ごとに簡易な水道がありますが、独立採算になります。
	C 委員	下水道を単独で運営するための収支は、どのくらいを見込んでいますか。
	事務局	設備投資が水道と比べ物になりません。20 年ほど前でも、下水道の管を埋設する費用は、1 m 当たり 7 万円、地下水位の高いところでは、1 m 当たり十数万円は軽くなるほどの資本費を投じてきています。この資本費を使用料のみで賄おうとすると、とても賄えるものではありません。
	C 委員	魚津だけの話しではなく、全国一緒でしょうね。
	H 委員	滑川市や黒部市が安いと言われていますが、同じ条件でしょうか。
	事務局	黒部市の水道は特殊なやり方で、一般会計からお金を出して、政策的に料

		金を下げています。それと、魚津市と違って、水の滅菌処理も簡易な方法で行われており、本来は上水道ではないと言う方もいらっしゃるようです。黒部も魚津も、地下水を利用していますが、あとは政策的に税金を投入していると聞いています。
	A 委員	黒部市は、相当持込みを行っています。政治的配慮です。
	H 委員	ほかにしわ寄せがいくわけですね。
	A 委員	当然です。税金を投入していますから。
	事務局	井戸水を利用している人は、どうして自分が負担しなくては行けないのか、と思う方もいらっしゃるでしょう。
	G 委員	一面的な部分だけで見てはいけない。全体的に見なければ。
	H 委員	市民にもきちんと理解していただかなくてははいけない。
	A 委員	県西部で水道が高いのは当然で、県の企業局から水を買っているためです。黒部市は湧水が多く、殺菌もほぼ行わないで自宅で水が飲めます。黒部市では、ご飯を炊くのに湧水を使い、水道水は自動車を洗うのにしか使わないという話もあり、逆転しています。黒部の良さは、湧水の里ですので、政策的配慮として、20%くらいは税金を投入してもよいのではないかと、いうことは以前から行われており、市民も受け入れています。ほとんど水道施設も必要なしにきれいな水を飲める地区がありますので、地理的条件も違い、ある意味では仕方のないところであります。
	会長	ほかにございませんか。それでは事務局には、本日の委員会の意見を今後の行政改革の取組みに活かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは次の議事に進みます。次の議事は、「魚津市公共施設再編方針の進捗状況の確認について」です。事務局より説明をお願いいたします。
	事務局	それでは事務局より説明いたします。資料No.2（A 4 横）をご覧ください。表紙に「公共施設再編方針の進捗状況について（平成 27 年度末時点）」と記載してあるものです。 まず、この資料の内容についてですが、本年 4 月に、各公共施設の担当課に対して、平成 27 年度末時点での『魚津市公共施設再編方針』に基づく対応の進捗状況や、平成 27 年度中の施設の廃止、解体等に関する照会を行い、そ

		の報告内容を取りまとめたものとなります。 1 ページ目には、＜進捗状況について＞記載しております。さきほど、本年4月に担当課に照会を行ったことを説明申し上げました。同様の照会について、来年度以降も実施していき、引き続き、進捗状況を管理してまいりたいということを、改めて記載している内容でございます。 次に、2 ページ目には、＜進行管理について＞記載しております。担当課からの報告を取りまとめ、公共施設面積及び効果額を算出し、その数値結果を記載している内容になります。これは、再編方針に「進行管理の手法」を定めている記述がありまして、「現在の人口一人当たり公共施設面積、これは、平成25年度現在で、4.42㎡ですが、これを目標値と捉え、公共施設再編後の人口一人当たり公共施設面積が当該目標値を超えていないか確認を行っていくこと。」としております。 真ん中に掲載している表をご覧くださいますと、目標値との比較として、平成27年度実績値におけます人口一人当たり面積は、4.41㎡と、わずかに減少しています。方針策定からの2年間においても、全体の公共施設面積は減少してきてはおりますが、人口減少の割合が計画時の見込より大きいため、結果として、人口一人当たり面積が、わずかな減少にとどまっているものと考えられます。 そして、3 ページ目には、＜施設の見直しについて＞記載しております。このページの表には、平成27年度 of 取組実績を掲載しております。 「経田高齢者ふれあいの家」については、平成26年度末に施設を廃止しておりましたが、平成27年度中に建物を解体しましたので、その効果額を算出しました。 「魚津駅西地区仮設住宅」については、再編方針に基づき、平成27年度中に、跡地の民間への譲渡までを完了しております。なお、表の下にも注意書きで書いておりますが、再編方針の効果額は、建物の解体等による維持管理費等の削減による比較を算出しておりますことから、土地売却額は、効果額として計上しておりません。 「市営住宅」については、従来から、老朽化した木造住宅における空き住戸の解体を積極的に進めているところです。表には、調査時の入居状況を記載しておりますが、8月1日現在の入居状況につきましては、小川田6世帯、吉島1世帯、西川原1世帯となっています。 簡単な説明ではございましたが、以上で再編方針の進捗状況について、説明を終わります。
	会長	ただ今の事務局からの説明について、ご質問などがありましたら、挙手いただいてから、ご発言いただきたいと思います。
	H委員	魚津市の公共施設で、老朽化した施設は、まだどのくらいあるのでしょうか

		か。
	事務局	木造市営住宅も結構残っています。提言でもいただきました総合体育館も耐震化しておらず、老朽化しています。併せて、市民プールも老朽化していますが、こちらは、前回の委員の皆様へに提言いただいた際に、市民プールは建替えの方向性をいただいていますので、それに基づいて、外部の委員に入っただいて方向性を検討しているところです。あとは、一部の公民館には、建替えが必要なものもあります。百楽荘や福祉センター、つくし学園も老朽化が進んでおります。
	H委員	耐震化されておらず、危険な施設は取壊しが必要となるでしょうが、市民プールは建替えとして、他の施設を新設するのか、改修して再利用するのかも検討課題でしょうか。
	事務局	それぞれの施設ごとに、再編方針で「解体後は民間に跡地を売却する」などの方針が出されています。市営住宅を例としますと、27 年度実績でこれだけ解体したというものはありますが、市営住宅もたくさんある中で、本江、上村木、慶野、小川田、吉島、西川原、住吉、これらは管理戸数が 110 戸ありますが、平成 30 年度までに廃止して、跡地は民間に売却するという方針が出ているところです。残りの 6 団地、天王、上野方、青島、道下、六郎丸、川の瀬についても、市として、低い料金で提供できる市営住宅として管理すべきとされています。 あとは、それぞれ方針に従って、新たに建て直すのではなく、廃止して譲渡するものは、それに向けて進めてまいります。
	事務局	学校利活用の関係とセットで動くものもありますし、労災病院前に建設予定である福祉拠点施設に健康センターや福祉センターがどのように関係するかなど、個別ではなく、セットで動くものがあります。
	G委員	ここには、平成 27 年度における取組みの実績と限定していますが、28 年度には、西布施小学校が解体されていますし、片貝小学校には公民館が移転していますし、具体的に動いているものがいくつもありますね。
	C委員	片貝小学校は広いです。
	G委員	広すぎて持て余すと聞いています。
	C委員	他の使い方をいっぱい工夫していかなければいけないのですが、都合が悪いと思えるのが、体育館にしる、調理室にしる、玄関から一番遠いところ

		ろにあります。学校を建てる時に考えているものではありませんし。
	E 委員	27 年度実績がありますが、集中プランのNo.13 の「市有財産の総量の縮減」とはどのような関係にありますか。実績の中に小学校も含めて記入してありますが、こちらの表には小学校の記入がありません。
	事務局	再編方針の進捗管理の中では、維持管理費の削減をみていきますが、西布施小学校が実際に解体されたのは平成 28 年度ですので、次回の資料で、前年度取組み実績として数値に含むこととなります。
	事務局	集中プランNo.13 は、用途を廃止した施設ですので、27 年度末に用途を廃止した小学校を記入しているものです。西布施小学校の効果額は、平成 28 年度分で計上されてくるということです。
	E 委員	今後は、No.13 の上にある施設が対象になってくるということですね。
	B 委員	集中プランのNo.10 に「アウトソーシングの推進」という項目がありますが、具体的に現在どのようなアウトソーシングを進めていて、将来はどのような計画をされているのでしょうか。
	事務局	現在持っている公の施設の指定管理でありますとか、一部の事務を民間委託するなどの取組みで留まっております。公共施設再編方針の提言をいただいたときにも、このあたりのご意見を多くいただきまして、当面は、市民プールですが、どの程度の規模で施設を建設するかなど、全体像が見えてこない、どういった民間委託の手法を採れるかが決まってこない、まずは入りの段階で整備する必要があります。 まずは、市民の皆様を検討していただいています市民プールの建て方、場所はどこがよいか、基本を詰めたうえで、どのような部分で、民間委託、アウトソーシングを導入できるかの具体的な検討に入っていきますが、今はその前段の作業中でございます。
	B 委員	手さぐり状態というのは、現実的には分かるような気はしますが、市政として、こういうものを是非積極的に進めていくと、アピールしながら進められた方がよろしいのではないかと考えます。
	A 委員	先に戻るようにもなりますが、行政を進めていくうえで、財政を維持していくことは大切ですが、先の資料のNo.12 の「財政指標の適正化」の評価のとおりに「概ね順調」ということですね。

	事務局	27 年度決算を見ますと、若干、好転しています。全国の類似団体、比較的同規模の自治体と比べますと、平均よりも良いのですが、財政の硬直化は県内で最下位です。要は、自由に使えるお金、臨時的・突発的に何かあったときに自由に使えるお金が比較的少ないということ、決まった支出に充てていなければいけないということ。魚津市の財政硬直化が高いというのが一番の課題です。
	A 委員	市民の方はご存じでしょうか。
	事務局	市の広報などでは、財政指標を発表していますが、「どこまで悪い」といった話が伝わっているかは分かりません。
	A 委員	苦しくなると、行政は攻められる立場にあります。そして、行政はよそへ逃げていくことができません。苦しいというのは、市民に理解してもらわなければなりませんが、周知活動として、正しく行政の姿を知っていただいて、理解していただいて、コスト面でも、アウトソーシングも、サービスと負担との関係、水道も下水道も、全てそのバランスの上に成り立っています。
	事務局	公共施設再編方針で提言をいただいたときに、魚津市の生の姿、このままでは持たないぞ、ということ、市民にも広報でアピールして方針を策定していますので、この方針に基づいて対応していきます。
		この施設を残してほしい、あの施設を残してほしい、と利用者は思うかもしれませんが、このままでは人口減でもたないというところから、提言をいただいたと思っています。
	H 委員	広報に掲載していますが、広報誌自体を読まれている割合は、どの程度になるのでしょうか。相当低いと思われます。ですから、「広報に書いていますよ」と言いましても、「読んでいない」とお答えになる方も多いです。見る、見ないに関わらず、市民に市政をお伝えするのは大切なことですが、財政的なことは、各地区の市民懇談会でも積極的に説明することも大切ではないかと思えます。
		市民の中には、公務員の給料は高いという認識がありますが、私は、魚津市の職員の給料は、安くはないかもしれませんが、決して高くはないとお話ししています。ですが、「いや、多くもらっている」という方も多いので、この点も含めて、市の職員の状況や、市全体の財政状況というものを、口頭でお知らせするということが、大きく宣伝する必要はないのですが、何かの機会に知っていただくことが、市の状況を知っていただく手段の一つとしてはよいのかと思います。

A委員	そうですね。サービスにしても、料金と負担のバランスの上では劣っていないことを、市民に自信を持っていただくためにも、必要ではないかと思えます。市は、市なりの予算があるわけですから。富山市と合併しなかった自治体は、特にそうですね。力強くアピールしているところもあります。この場合は、行政改革推進委員会ですが、行政改革はいろいろな面を持ちますので、コストが安ければ良いというものではありません。コストパフォーマンスをいかに良くしていくかが基本にあると思います。
事務局	市が所有している施設とは、直接関係ありませんが、方針にあります、市の市営住宅は総量をこれだけに止めるとの記載に従いました事例としまして、市内に雇用促進住宅が4か所、上野方、仏田、三田、川の瀬、それぞれ80戸の住宅があります。国の機構の方針で、民間又は自治体へ入居者付きで譲渡するという方針が示されました。魚津市にも購入の打診がありまして、上野方と仏田は古いので、耐震化もされておらず、購入しない旨を伝えていましたが、いよいよ、三田と川の瀬、それぞれ建物・土地が約2,000坪弱あるのですが、各4,000万円くらいずつの譲渡価格が示されました。入居者が出て行くと困るのではないかと、といった人口対策の面もあって、内部でも検討を行った結果、市内の民間アパートが1,000室空いている状況を考えますと、市が積極的にそうした住宅を取得して民間を圧迫するのはよくないことや維持管理面とを総合判断しまして、3月末に取得しない旨を機構に伝えていいます。この結果、民間に募集が開始され、4か所ありますが、名乗りを上げたところはありません。その後、機構では、個別に売却していても仕方ないということで、東日本と西日本に分けて募集を開始しました。4階建てでエレベーターも無く、階段も上がりにくいですし、入善町などではリニューアルして定住促進住宅として運営している例もありますが、大変不便であると思われます。民間の買い手が付くのが一番ですが、不調に終われば解体するとされています。解体されれば、非常に立地も優れていますので、民間の買い手も出てくることを期待して、市は取得しないということも、資料には表れてきませんが、再編方針に基づいた取組みを紹介いたしました。 ただし、現在の入居者につきましては、引き続き魚津市に留まりアパートを借りる場合には、一定期間、家賃助成を行う制度に切り換えております。
C委員	何世帯くらい入居されているのでしょうか。
事務局	いずれなくなるかもしれないことから募集を停止しており、自主的に行かれた方もいますが、20戸と26戸、それぞれ入居されています。 一時、東北の震災があって、動きも止まっていたのですが、いよいよ目標年度を決めて動き出しています。

	会長	ほかにごいませんか。ないようでしたら、最後に事務局から何か連絡事項などございますか。
	事務局	皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。 今回の委員の皆様の任期は、本年の8月10日まででございます。2年間本当にありがとうございました。委員の皆様には、本日審議していただきました「第5次行政改革大綱」、これに基づきます「行政改革集中プラン」、それと「定員管理計画」につきましても、委員の皆様に審議していただきまして策定することができました。皆様からいただいた貴重な意見を参考にしながら、着実に行政改革を進めてまいりたいと思っていますので、今後も是非ご協力をお願いします。 委員の皆様、2年間、本当にありがとうございました。
	会長	それではこれをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。 (以上終了) (15 : 40 終了)